

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和7年12月11日

調布市長 長友貴樹



## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年12月2日

調布市長 長 友 貴 樹

原動機付自転車の接触により庁用車に損害のあった事故について、市は、次のとおり和解を成立させる。

### 1 和解の相手方

調布市小島町3丁目50番地7

株式会社石川新聞店 A S A調布

代表者 所長 石 川 俊 幸

### 2 和解の要旨 別紙和解条項による。

## 和解条項

- 1 相手方は、市に対し、本件事故による損害賠償の額として、市の損害金 86,526円のうち、過失割合8割に相当する金69,221円の支払義務のあることを認める。
- 2 市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。